

## ＜事務局たたき台＞ 分野別論点

### I 健康・福祉

#### 1. 地域リハビリテーションの推進(健康福祉施策の総合的推進)

すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるためには、ライフスタイルを視野に置いた、保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した体系的継続的な支援を推進すべきである。そのための取組の一つとして、24時間365日対応可能な地域包括サービスの拠点の検討等、在宅介護に必要なサービスの整備を推進する必要がある。

また、近年、歳入が伸び悩む中、健康福祉に関する経費は増大しており、継続的に健康福祉施策を推進するためには、新たな財源の検討も含め、これまで以上に歳入の確保に努めるとともに、事務事業の見直しやコスト削減により、経常的な経費を抑制する必要がある。

#### 2. 介護予防と健康づくり

高齢化の進展により、要介護高齢者の増加と給付費が増大している。給付費を抑制するためには、高齢者が健康に年を重ねることが不可欠である。そのためには、介護予防等、健康増進施策を計画的に推進する必要がある。

#### 3. こころの健康づくり

景気の低迷と雇用環境の悪化等に伴い、わが国における自殺者数は依然高い状況で推移するとともに、職場や家庭でのメンタルヘルスの重要性が高まっている。ストレスから身を守り、こころの健康を維持することは市民共通の課題である。セーフティネットの整備とともに、メンタルヘルスに対する市民の意識向上と知識の普及及び相談体制の整備等、市民のこころの健康維持を支援する仕組みの充実が必要である。

#### 4. 地域福祉活動の推進

地域の活動組織全般の課題でもあるが、地域福祉活動の担い手も、高齢化・固定化が進んでいる。一方で、団塊世代が退職により「地域」に戻ってきている。特に退職後の男性が地域貢献的市民事業に関わるきっかけづくりを行い、地域福祉活動の担い手の発掘等を行う必要がある。

また、武蔵野市民社会福祉協議会と地域福祉活動推進協議会（地域社協）、ボランティア団体については、引き続き地域福祉活動の担い手としての活躍が期待されているが、この活動に対しては、行政による支援の充実など、負担が過重にならないよう配慮する必要がある。

## 5. 認知症高齢者施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数も増加している。振り込め詐欺等から高齢者を守る取り組みや、権利擁護事業、認知症についての相談業務や啓発事業等を充実する必要がある。

また、認知症高齢者の家族など介護者の負担を軽減するため、介護保険では制約のあるサービスである、見守りや散歩介助等、認知症の方や介護する家族のニーズに応じた支援の充実が必要である。

## 6. 心のバリアフリーの推進

地域において、障害者の社会参加を促進するためには、地域社会全体で偏見や差別をなくすべきである。市民一人ひとりの理解を促す取り組みが必要である。

## 7. 高齢者・障害者の活動支援

今後、少子高齢社会が進展する状況の中で、社会参加の推進は重要性を増している。地域において、高齢者や障害者が、生き生きと暮らしていくためには、自立して暮らし続けるための就労支援が必要である。

また、高齢者の地域活動及び社会貢献や、障害者の地域活動や余暇活動への参加を促進する必要がある。

## 8. サービス基盤の整備

軽費老人ホームである、「くぬぎ園」は老朽化しているため、活用方針を定め、建替えあるいは大規模改修を行う必要がある。

また、長期的視点で特別養護老人ホーム等の介護保険施設のあり方についても検討する必要がある。

## Ⅱ 子ども・教育

### 1. 待機児童対策

待機児童数は増加傾向にあるとともに、就労形態の多様化に伴う、多様な保育ニーズに対応した事業が求められている。待機児童の動向や地域性を検証した上で、必要に応じて認可保育所、認証保育所等の整備を検討すると共に、NPO法人、認証保育所など様々な主体による多様な保育事業の展開や、家庭福祉員（保育ママ）制度の拡充や幼稚園などでの預かり保育の推進を行う必要がある。

### 2. 保育園設置運営形態のあり方

平成25年度までに公立園9園のうち5園の設置運営主体を子ども協会に変更する。設置運営主体を変更した5園の運営状況を検証の上、残りの4園の保育園設置運営形態のあり方についても、検討する必要がある。

### 3. 児童虐待の防止と子育て家庭への支援

近年、虐待等相談件数が増加するとともに、深刻な内容の相談が増加しており、より専門的な対応が求められている。また、子育て家庭は孤立しがちであり、それを防止するため、ひとり親家庭や、DV被害者への支援業務も含めた子育て家庭の支援、相談体制の充実、セーフティネットの強化を行う必要がある。

また、近年家庭の子育て力の低下が叫ばれており、地域社会全体による子育て支援が求められている。子育ての場としての家庭の重要性はいうまでもないが、地域・企業・行政などの社会全体が、子育て支援におけるそれぞれの役割を果たす必要がある。

### 4. 幼児教育への市の関与のあり方

公立園発展的解消後の幼児教育への市の関与の位置づけを見直す必要が生じる。今後の市の関与のあり方について、幼保一体化の動向や、認定こども園境こども園（仮称）での取り組みを踏まえつつ、検討する必要がある。

### 5. 幼保一体化議論の動向と対応

本市においては、平成25年度開設予定の認定こども園境こども園（仮称）において、これまでの市立境幼稚園における幼児教育の成果を継承した幼児教育を行うとともに、国において検討されている「新システム」幼保一体化案の動向を注視する必要がある。

### 6. 子育て支援施設の再編

本市において、短期的には、桜堤地区における大規模マンションの開発に伴う、一部地域の年少人口の増加が見込まれている。子育て支援施策は少子化対策として充実を図るべ

き施策であるが、合わせて、将来的な人口減を視野に入れた施策展開を進めるべきである。これらの動向を踏まえ、武蔵境地区の子育て支援施設の再編を行う必要がある。桜堤児童館については、その役割を全市的展開しつつ、武蔵境地区の人口動向を踏まえながら、0123施設とするものとする。

また、旧泉幼稚園跡地については、市全体の施設配置等も勘案しながら、子育て支援を中心とした施設として利用検討を進めるべきである。

保育園施設も老朽化が進みつつある。老朽化した施設の建替えについても検討する必要がある。

## 7. 知性・感性を磨き未来を切り拓く教育

次代を担う若者には、社会に強い関心を持ち、積極的にこれからの時代を切り拓いていく意欲と共に、社会をデザインする豊かな知性や感性を身につけることが望まれる。

子どもたちが自ら学ぶ意欲をもち、様々なことに興味や関心をもって取り組んでいくためには、知的好奇心を喚起する魅力的な授業や本物に触れる授業、体験活動の一層の充実が必要である。

そのために、教員の指導力向上はもちろんのこと、理科専科教員等の専門性や指導力の高い人材の活用による魅力的な授業の実践、大学・企業等との連携、図書館等市内の文化施設の積極的な活用等を進めていくことが必要である。

また、積極的に学校教育を地域に開き、地域住民との協働を進めるとともに、地域の豊かな教育資源を学校教育へ取り入れていくことで、地域と一体となって子どもたちを育てていくことも必要である。

## 8. 地域に開かれた学校づくり

地域住民との協働や地域の豊かな教育資源の活用は学校教育をより豊かにするものである。学校は地域コミュニティへの参加の契機となるものであり、また、子どもは学校だけでなく、地域によって守られることで、より安全・安心となる。PTAや青少年問題協議会等、地域と学校をつなぐ担い手は、他の地域活動と同様に不足する傾向にある。このような状況のなかで、開かれた学校づくり協議会の果たす役割が期待されている。

学校と地域の関係をより良好なものとすると共に、地域における担い手を確保する方策を検討する必要がある。

## 9. 教育センターの開設

本市における優れた教育の情報、知識の継承は、教育の質の維持・向上に資する取り組みである。これまで学校単位で取り組んできた研究成果等を集約し、教員の資質の向上及び各学校業務の効率化を図るため、教育センターの開設について必要な機能も含めて検討する必要がある。

## 10. 学区制のあり方

すでに、地域によっては、児童数の減少により、学年が単学級となっている小学校があるとともに、本市における将来的な児童数は減少傾向が見込まれている。一方、自治会、町内会のない本市においては、学校が、地域コミュニティを下支えしている側面等あることから、将来的な学区制のあり方を検討する必要がある。

## 11. 学校改築方針の検討

市立学校の校舎は、耐震補強工事は終了したものの、昭和 30 年代から 40 年代に立てられた校舎が多くあり、近い将来、老朽化に伴う施設の建て替えについて検討する必要がある。学校の建て替えには特に多額の経費を要するものであり、児童数・生徒数の動向を踏まえ、計画的な改築に向け、学校改築方針を定める必要がある。

## 12. 特別支援教育の充実

心身障害教育の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等も含めた特別支援教育を必要とする子どもは増加傾向にある。すべての子供たちの自立や社会参加に向けて、適切な指導や必要な支援を行うと共に、それを受け入れる体制整備を行う必要がある。

## 13. 生涯学習施策の推進

平成 24 年度には生涯学習施設として武蔵野プレイスが開館することで、図書館の三館構想が実現する。第四期長期計画・調整計画にも記載された、市民会館の施設のあり方を見直す必要がある。

また、プレイスの運営には指定管理者制度が導入される予定であり、図書館機能についても、指定管理者への委託が行われる。プレイス以外の市立図書館の運営のあり方について、指定管理者制度の導入も含めて検討する必要がある。

### Ⅲ 緑・環境・市民生活

#### 1. 緑豊かな都市環境の創出

本市において、昭和 46 年の緑の市民憲章に基づき、「緑は市民の共有財産」として、緑の保全・創出に努め、公有地の緑は増加している。しかし、民有地の緑は減少傾向にあり、緑の保全充実等を図る必要がある。

また、公園空白地域の解消や、仙川水辺環境事業等、水と緑のネットワーク化を図る必要があるとともに、緑の保全・創出に際しては、緑の質にも留意するとともに、生物多様性へ配慮をする必要がある。

#### 2. 持続可能な都市の形成

地球環境問題への対応は、一自治体としての取り組みの限界を踏まえつつ、持続可能な社会に向け、市民・市民団体・事業者とともに連携を進め、取り組みを行うべきである。

本市においても、施策全般における環境配慮の視点を徹底するとともに、環境負荷の低減、特に、温室効果ガスの排出削減を着実に行う必要がある。そのための取り組みのひとつとしての新エネルギーの導入は、費用対効果を踏まえながら推進すべきである。また、まちづくりにおける、生物多様性への配慮方策についても検討する必要がある。

#### 3. 新クリーンセンター稼動と周辺まちづくりの推進及びごみ発生抑制

クリーンセンターは、耐用年数が近づきつつあり、平成 29 年度までに、現施設から、環境負荷の少ない安全で効率性の高い処理システムが構築された新施設への移行が予定されている。そのためには、周辺住民の方々のご理解を得ながら、新クリーンセンター周辺エリア全体が緑と一体化した、より魅力的な景観を創出し、市民にとって誇りとなる施設を建設すべきである。

クリーンセンターの建て替えは、全市的な取り組みであり、市民一人一人の課題であることを周知するため、啓発イベントや環境講座、普及啓発施設の設置等、幅広く環境啓発・広報活動を行う必要がある。

また、新施設における将来の焼却ごみ量は、約 30,000 t/年の処理能力で計画しており（平成 20 年度 35,000 t）、建て替えに向けて、市民・事業者・市が一体となって、ごみの排出抑制・減量化・再資源化に取り組む必要がある。

あわせて、次次期焼却施設の広域処理に向けた検討を行うと共に、拡大生産者責任の強化について国等に働きかける必要がある。

#### 4. 商工業・農業の振興

駅周辺の商業は本市における魅力のひとつであり、特に吉祥寺駅周辺地区の商業は市民だけではなく、学生、買い物客など多くの人々をひきつけている。一方で、路線商店街は、

高齢者や子育て家庭の支援、防災、防犯など、地域コミュニティや地域生活に不可欠な役割を担っているが、大型店との競合や後継者問題など多くの課題を抱えている。商業活性化のために、商店会組織の活性化に向けた支援を行う必要がある。

また、地域における産業の振興は、安定的な市政運営、地域の活力、そして、雇用の創出に不可欠である。本市における起業支援や企業誘致のあり方について、検討すべきである。

本市の農業は、都市化の波に押され、極めて厳しい環境の中で存立している。農業は、生産面に留まらず、景観にゆとりを与え、災害の際の避難場所、体験教育の場などの役割が期待されている。ただし、相続等により農地は減少傾向にあり、本市における農業及び農地の保全のあり方について検討する必要がある。

## 5. 都市観光の推進

商業のみならず地域を活性化させるため、まちの魅力や情報を発信する都市観光に取り組むとともに、都市観光とまちづくりの連携強化を進め、地域の魅力を更に高める必要がある。

## 6. 医療制度の改正への対応

後期高齢者医療制度の廃止に伴う、医療制度の改正に適切に対応する必要がある。

また、高齢者の増加に伴う医療費の増大を抑制するための方策について、検討する必要がある。

## 7. 防災態勢の強化

震災時、迅速な救出・消火活動などを行うためには、身近な地域の防災力の向上が課題である。地域の自主防災組織を支援するとともに、地域の防災基盤のあり方を検討する必要がある。

市内において、高層住宅の建設が進んでおり、高層住宅に対する災害対策等を検討すべきである。

また、超高齢社会における災害時の医療と福祉のあり方についても検討する必要がある。

## 8. 安全・安心を実感できる魅力あるまち

市民が安全・安心を実感するためには、「体感治安」を改善する必要がある。

また、地域の魅力を高めるには、来街者が安全・安心を感じられることも重要であり、ブルーキャップや市民安全パトロール等のソフト面及び防犯カメラの設置等のハード面の対応が必要である。

## 9. 地域コミュニティのあり方の検討

コミュニティセンターを中心とした活動や地域における行政課題解消のための活動組織等、コミュニティにおける活動は様々であるが、中心となって活動している人達の高齢化・固定化、新たな担い手不足といった状況は、どの活動においても共通した課題となっている。それ以外にも、地域コミュニティは、活動や組織毎にさまざまな課題を抱えており、今後の地域コミュニティのあり方について検討する必要がある。

また、地域活動に参加が可能となるような、ワーク（仕事）とライフ（暮らし）そしてソーシャル・レスポンシビリティ（社会的責任）のバランスの取れた社会づくりを検討する必要がある。

## 10. 男女共同参画社会の推進

あるべき男女共同参画社会の構築を目指し、まずは、ワークライフバランスによる男女共同社会の実現のため、行政の責務、市民・事業者の責務を明確にする必要がある。

## 11. 市民文化発展の支援

地域をより魅力的なものとするため、市民による多様な文化活動、吉祥寺などのまちの文化、大学をはじめとする学術文化などの融合により、より魅力的な市民文化を発展させていく必要がある。

また、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代に伝え、市民の平和希求の機運を盛り上げていくため、自治体間の連携や市民交流の推進等により、平和施策を推進する必要がある。



## IV 都市基盤

### 1. まちづくり条例に基づく市民のビジョンとまちづくりの整合

平成 21 年 4 月より施行されたまちづくり条例では、住民と事業者が地域での共存を図るとともに、地区の特性を活かしたルールに基づくまちづくりを推進するために、地区まちづくり計画等の提案制度を設けている。これらを用い、まちづくりにおいて、市民が描くビジョンとまちづくりを整合させる必要がある。

地域コミュニティの課題を踏まえた地区単位のまちづくりを進めていくため、市民、地域等が、自らのまちを考え、活動するための支援のあり方等について、検討する必要がある。

### 2. 都市のリニューアル

本市の都市基盤は、早期に完成したことから、他の自治体に先駆けてリニューアルの時期を迎えている。特に、下水道については再整備の必要性だけでなく、本市域内では機能が完結しない施設であることから、広域的な観点からの応分の費用負担とともに、雨水流出抑制等に取り組む必要がある。

また、吉祥寺の再々開発や道路、水道等都市基盤全般のリニューアルなど、安定的な都市基盤を構築するための整備及びリニューアルを行う必要がある。

### 3. 都市基盤における環境への負荷低減

本市において、都市基盤における環境負荷を低減するために、現在、地下水の涵養を図る雨水浸透の推進、環境舗装の採用、公園・緑地の拡大、民間住宅の長寿命化等を行っている。今後も、環境への配慮に視点を置いた施策展開を図るべきである。

今後の更なる取り組みとして、都市施設の新設、更新の実施にあたっては、建設から運用や廃棄の過程における環境負荷を定量的に評価するライフサイクルアセスメントの導入や、建築物の計画において、環境性能・配慮を評価し、民間建築物に対しても環境負荷低減を誘導する制度として環境性能評価制度の導入など、民間施設への誘導も含めた環境負荷低減に関する取り組みの推進について、検討が必要である。

### 4. 安全安心まちづくりの推進

集中豪雨による浸水被害を低減させるため、雨水流出抑制や合流式下水道改善等浸水対策を実施する必要がある。

また、地震や火災といった災害に備えるため、オープンスペースの整備や狭隘道路改善、建物の耐震性・耐火性向上、民間老朽建築物の建て替え誘導等、都市の防災機能を向上させる必要がある。

特に、吉祥寺駅周辺地区における、老朽化した民間建築物の更新は、地域の活性化及び

安全・安心にとっても大きな課題である。無秩序な開発を防ぎ、建物の建て替えを促進する方策について、検討する必要がある。

## 5. 安全で円滑な交通環境の整備

安全で円滑な交通環境を整備するために、自転車に過度に依存しない、移動手段の適正なバランスを検討し、その実現に向けた施策を展開すべきである。あわせて、放置自転車対策や自転車ルールの徹底を図るとともに、駐輪場整備を検討推進する必要がある。

また、限られた空間である道路構造の中での自動車、自転車、歩行者の空間配分と、道路ネットワークの中での役割分担も含めて検討すべきである。

また、生活道路への通過車両に侵入を防ぎ、交通安全の確保を図る手法についても検討する必要がある。

## 6. 三駅周辺まちづくりの推進

### ◆吉祥寺地区

地域間競争に勝ち残るためには、吉祥寺の活性化及びブランド力の維持は必要不可欠である。そのためには、必要な再々開発を進め、吉祥寺の魅力を高めるべきである。駅周辺の交通機能の抜本的改善、特に南口暫定広場の整備を進める必要がある。

### ◆中央地区

交通が輻輳している駅周辺の交通体系を改善する必要がある。また、市が保有する低・未利用地の活用について、三鷹駅北口地域が活気ある地区となるよう、民間活力の導入も含めて検討を行う必要がある。

### ◆武蔵境地区

東地区区画道路整備及び南口広場整備等、中央線連立事業に伴う基盤整備を推進する。連立事業により、南北一体となったまちづくりを推進する。

## 7. 水道一元化へ向けた検討

本市独自の水道事業について、施設の老朽化が課題となっているとともに、災害時における安定供給に関するリスク等を考慮し、都営水道との一元化を検討する必要がある。

## V 行・財政

### 1. 地方分権・市民自治を取り巻く動向への対応

国レベルでは地域主権戦略大綱を掲げるなど地方分権への大きな流れがある。地方自治法改正に向けた議論や補助金の一括交付金化の議論は今後の市政運営に大きな影響がある。

一方で地方分権に対する市民の関心はあまり高くない。また、課題毎の市民活動の動きはあるが、自治の基盤となるべき地域コミュニティへの参加意識は希薄である。地域コミュニティのあり方や住民の意識の高まりを踏まえて、自治基本条例等自治体運営のルールについて検討する必要がある。

### 2. 超高齢社会における持続可能な財政運営

今後、公共施設の更新や新たな行政需要への対応により、厳しい財政状況が見込まれる。市民サービスの継続的運営を維持するため、市税徴収を安定的に行うと共に、経常経費の抑制等により、超高齢社会における持続可能な財政運営を行う必要がある。

### 3. 公共施設(市民施設)の再整備計画・市有財産の有効活用

上下水道等の都市基盤と同様、福祉施設・文化施設等の市民施設の更新も財政的に非常に大きな課題である。将来的な人口の減少見込みと、厳しい財政状況を踏まえ、施設の廃止・統廃合を含めた、公共施設の再整備の推進及び市有財産の有効活用を図る必要がある。

また、必要な既存施設については、ファシリティマネジメントによる施設保全の可視化により、施設の長寿命化を図ると共に、ランニングコストの低減に努める必要がある。

### 4. 効率的で効果的な市政経営の確立

歳入の増加が期待できない中で、少子高齢化等による行政需要への対応が求められている。そのため、他の自治体との行政サービスの共通化や効果的なPDCAサイクルによる効率的効果的な市政経営を行うべきである。一方、本市においては財政援助出資団体が担う行政サービスの範囲・量が拡大しており、財政援助出資団体の効率的・効果的な経営を行う必要がある。

また、市政経営には、市政情報の市民への効果的伝達が不可欠である。必要な情報が取得可能であり、かつ、わかりやすい、効果的な広報手段について検討する必要がある。

### 5. チャレンジする組織風土の醸成

本市には、様々な新たな施策を生み出してきた伝統があり、そのようなチャレンジする組織風土を醸成し、継承すべきである。また、将来にわたっても、良好な行政サービスを提供するとともに、持続可能な組織運営をすることが求められている。職員の能力を充分

に発揮させるとともにモチベーションを維持するため、職員の能力や成果に応じた給与制度や人事制度を構築する必要がある。

職員定数については、自治体でなければ担えない仕事は何か精査した上で、可能な業務については、民間委託や業務の外部化等を行いながら、職員定数の適正化を行うことが必要である。

## **6. リスクマネジメントの徹底**

市にとって、市民の個人情報保護等、セキュリティ対策を行うことは、組織の信用にとって必要不可欠である。現状を真摯に捉えるとともに、他の事例を教訓として受けとめながら、セキュリティ対策の徹底を行う必要がある。

## **7. 情報公開・説明責任**

市政情報、特に財政状況を分かりやすく市民に伝えることで、市民と行政が市政についての問題意識を共有することにより、持続的かつ効率的な行政経営が推進される。そのためには、広く、分かりやすく情報公開をすることで、説明責任を果たすことが必要である。